

生企甲達第23号  
生地甲達第20号  
平成17年7月8日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

### ふくいマイタウン・パトロール隊支援担当者の指定について

自主防犯活動団体に対する支援については、地域住民による自主防犯パトロール活動グループに対する支援事業及び運用要綱の制定について（平成15年生企甲達第40号）により指示しているところであるが、回復傾向にある治安を安定した軌道に乗せるためには、現在各地域において結成されているふくいマイタウン・パトロール隊の積極的な活動が必要不可欠である。

同活動の一層の活性化を図るため、警察としてきめ細かい支援を行っていくことが重要であり、下記のとおり支援担当者を指定し、支援を継続して強化することとしたので、各警察署においては、鋭意取り組まれない。

#### 記

#### 1 結成団体の状況

県内の団体の結成状況については、別途生活安全企画課長が通知する。

#### 2 ふくいマイタウン・パトロール隊支援担当者の指定

- (1) ふくいマイタウン・パトロール隊（以下「団体」という。）の所在地を管轄する署長は、各団体ごとに関係する交番・駐在所等の警察官等のうちからそれぞれ1名をふくいマイタウン・パトロール隊支援担当者（以下「支援担当者」という。）に指定し、支援担当者が中心となって担当団体との緊密な連携を図り、きめ細かい必要な支援を実施すること。

なお、署情に応じて複数の団体につき警察官1名を指定することも可とし、今後新たに認定される団体については、その都度同様に支援担当者を指定すること。

- (2) 署長は、指定した支援担当者が入校等により1ヶ月以上にわたり通常勤務から離れる場合には、その間、他の警察官を支援担当者に指定すること。

#### 3 支援担当者の役割

- (1) 適切な地域安全情報の提供及び把握

自主防犯活動の実施に当たっては、地域に密着した安全情報の提供が基本となることから、支援担当者は、担当団体との連携を密にするとともにリュウピーネットへの加入促進を図るなどにより情報ネットワークを構築し、時機を失することなく適切に情報提供を行うこと。

また、地域における安全情報の把握に努め、各種犯罪抑止対策に反映させること。

- (2) 合同パトロールの実施

支援担当者は、1ヶ月に1回以上、担当する団体との合同パトロールを実施し、防犯パトロールの方法などについて同行指導を行うこと。

(3) 要望の把握と対策の推進

支援担当者は、団体活動における各種要望事項を署長に報告し、警察署において対応可能な事項については積極的に対策を講じるとともに、県警全体で対応すべき事項については、生活安全企画課長へ報告すること。

なお、県や市町村等が対応すべき事項については、関係機関に働きかけること。

(4) 活発で継続的な活動の促進

支援担当者は、団体活動の活性化及び継続化を図るため、団体役員等へ常日頃から立寄るなどして情報交換に努めるとともに、団体活動上の問題点を把握し、連携して自主防犯活動が活発に継続して実施されるよう施策を講じること。

(5) 防犯講習・防犯訓練等の実施

支援担当者は、団体に対して団体内での研修会等の開催を促すとともに、活動推進上参考となる知識や技能の向上を図るため、生活安全課（係）と連携して構成員に対する防犯講習や防犯訓練の実施に努めること。

4 その他

(1) 各警察署の生活安全課長又は刑事生活安全課長は、支援担当の責任者として、地域担当課長とも連携し、支援担当者にその趣旨を充分説明するとともに、支援活動の推進状況について随時把握しながら必要な指導・助言を行い、団体活動の活性化を図ること。

(2) 指定した支援担当者に係る報告要領については、別途通知する。